



中国における商業賄賂規制の最新動向

Q 習近平政権の重要な課題の一つとして「腐敗防止」が掲げられていますが、3期目への突入後、贈収賄の取り締まりがさらに強化されるとも考えられます。当社では先日、「中国の商業賄賂規制に大きな変化が起こり得る」といううわさを耳にし、かなり神経を尖らせているところです。そこで、中国の商業賄賂規制における最新動向および外資企業として必要となる対応について教えてください。

A 商業賄賂とはその名のとおりに、ビジネスの分野における贈収賄をいいます。中国法上の商業賄賂に関する概念は、1993年の「不正競争防止法」においてはじめて登場したものです。商業賄賂に関する条項は、「不正競争防止法」の中で最も高い関心を集める条項と言っても過言ではありません。以下では、同法の改定動向、変更点および影響などについて解説していきます。

1. 商業賄賂を主に規制する中国「不正競争防止法」の改定動向

中国「不正競争防止法」は1993年に公布されて以降、2017年と19年の二度の改定を経て、22年11月22日に国家市場監督管理総局による「改定草案」への意見公募が始まっています。当該意見募集の終了後には、国務院と全人代常務委員会の審議にかけられ、最速で23年の下半期に公布される見通しとなっています。「改定草案」においては、商業賄賂条項に対して、右ページの表が改正のポイントとなります。そのうち、取引の相手方を贈賄対象へあらためて追加したことは、最も重大な変更点となりますので、後文において詳述します。

2. 商業賄賂の贈賄対象に関する改正

(1) 商業賄賂の贈賄対象に関する法規定の変遷

商業賄賂の贈賄対象をめぐるのは、理論上および実務上の面における論争が繰り広げられていますが、今回の「改定草案」において取引の相手方を贈賄対象にあらためて追加しています。

1993年の「不正競争防止法」においては、商業賄賂の贈賄対象の問題は明確にされておらず、ただ「事業者は、財物その他の手段を採用して贈賄を行い、もって商品を販売または購入してはならない。」という旨のみが規定されていました。その後の96年の「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」において、「商業賄賂とは、事業者が自らの商品の販売または購入のために、財物その他の手段を通じて相手方の組織または個人に賄賂を贈ることをいう。」と定義され、商業賄賂の贈賄対象が「取引の相手方の組織または個人」

であるという旨が明確にされています。

商業賄賂に関する上記の旧法の規定に基づき、利益による誘導が商業賄賂の本質であるものと捉えられており、法執行の重点は、取引活動における双方の当事者間の利益の提供に置かれることになりました。これによって、奨励販売や利益還元販売といった販促活動も、法執行部門によって違法性を有する贈賄行為であるものと認定され、いわゆる「汎商業賄賂化」の傾向が発生し、各界からの非難を浴びていました。

このような背景の下、2017年の「反不正競争法」においては、「取引の相手方」が贈賄対象から削除されるとともに、①取引の相手方の従業員、②取引の相手方の委託を受けて関連業務を取り扱う組織または個人、および、③職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織または個人が、贈賄対象として明確に定められました。

(2) 贈賄対象の改定に潜む原因

今回の「改定草案」において、取引の相手方を再度贈賄対象に追加した原因については、公式な説明は見られませんが、主に以下のことが原因であろうと推測されます。

「取引の相手方」が17年に贈賄対象から削除されているものの、これは「取引の当事者間において行われるすべての取引または利益の提供は、いずれも適法であり、商業賄賂には該当しない。」ということの意味するものとはなりません。

法執行の過程においては、取引の相手方への利益の提供が行われ、損失を被る第三者が存在していたときは、当局は「利益誘導」の原則に沿い、または「透過の原則」を適用して、商業賄賂行為を認定し、処罰を下す場合があります。前者の場合は、「不正競争防止法」上の根拠に欠いている一方、後者の運用はかなり複雑

よび企業側の対応について

金誠同達法律事務所
シニアパートナー・中国弁護士 趙雪巍

表 中国の不正競争防止法「改正草案」の商業賄賂条項におけるポイント

(1) 取引の相手方を贈賄対象へ再度追加
(2) 初の「不正競争防止法」における収賄行為の禁止
(3) 贈賄の他者への教唆も商業賄賂を構成し得るという旨を明確化
(4) 商業賄賂の過料上限を 300 万元から 500 万元へ引き上げ

であることから、法執行上の難題の一つにもなっています。

また、法規定の面からすれば、中国「薬品管理法」等法令において、取引相手にリベートまたは不正利益を提供することが明確に禁止されているほか、1996年の「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」もなお廃止されていないため、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付帯的贈与を除き、販売に伴う取引の相手方に対する物品・利益の提供が違法となる余地がまだまだ残されています。

(3) 贈賄対象の改正の潜在的原因

贈賄対象の改正について、93年の「不正競争防止法」の考え方が踏襲されるのか、あるいは最終的に「改定草案」の内容のまま施行されるのかは、いずれも高い不確定性が残されています。よって、関連動向に綿密にご留意されるようお勧めします。

今までは、取引の相手方との間に契約の規定、正常な決済、および代金の支払がありさえすれば、一般的には商業賄賂とはみなされませんでした。しかし、今回の改定により、取引の双方間の対価支払、または利益提供が、第三者に対して競争排除・制限効果を有していれば、今後新たに規制を受ける可能性が高くなります。

贈賄対象について、取引の相手方が再び贈賄対象に組み入れられた場合には、収賄主体の拡大により、企業の商業活動に対して重大な影響がもたらされます。このため、ビジネスモデルのコンプライアンスリスクをあらためて評価し、既存のコンプライアンスポリシー、取引モデル、および契約の条項を適宜整理し、相

応のアレンジメントまたは必要な調整を適時に行い、従業員に対するコンプライアンス教育を強化することにより、潜在的な商業賄賂のリスクを可能な限り軽減させるよう企業の皆さまにお勧めします。

3. 終わりに

今回の「改定草案」を通していても既に明らかなどおり、中国の立法機関と法執行機関が市場の「公平な競争」を整備し、事業者と消費者の合法的な権益をより着実に保護する姿勢は、より鮮明になりました。今後、「不正競争防止法」の改定後は、商業賄賂の分野における法執行がさらに活発化する可能性も考えられますので、ご留意ください。

このほか、外資企業の皆さまにご留意願いたいのは、近年においては国内外の情勢の変化と法令の完全化に伴って、腐敗防止は次第に中国企業のコンプライアンスの重点となってきていることです。このため、たとえ法律上の商業賄賂を構成しなかったとしても、依然として商業賄賂に関する当事者間の合意に抵触し、高額な違約金の支払が要求されたり、ブラックリストに載せられ、取引関係が打ち切られたりするなどの現実的なリスクもあります。

中国で事業を展開する外資企業の皆さまには、法律の動向を適時に把握するようお勧めするとともに、現地の実務や背景にある文化等に対する理解を深めた上で、必要に応じて専門家の力も借りながら、実効性のあるコンプライアンス体制を徹底化するのが重要であると考えます。